(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百二十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富津市金谷字御代袋四二八三番一から同市金谷字御代袋四二八三番七まで	前	一五・三一～一八・三六メートル	〇・〇八三キロメートル
	後	一五・三一～二一・四六メートル	〇・〇八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十日

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　下保　修

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所　富津市金谷字御代袋四二八三番一から同市金谷字御代袋四二八三番七まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○関東地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安中市原市三丁目字芝原東九九四番一から同市原市二丁目字芝原西一〇六四番一まで	前	一〇・二〇～一四・〇〇メートル	〇・三二五キロメートル
	後	一〇・五〇～三一・五〇メートル	〇・三二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百九十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
草加市青柳四丁目七六一番三から同市青柳四丁目七六二番三まで	前	九二・七六～九三・三七メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	九二・七六～九七・九四メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所　草加市青柳四丁目七六一番三から同市青柳四丁目七六二番三まで

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○北陸地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所　金沢市東長江町伊一番一七三から同市東長江町ろ六一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
出雲市斐川町富村六三二番六から同市斐川町富村四二三番まで	前	三五・八七～四一・四一メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	三五・八二～五九・六六メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　出雲市斐川町富村六三二番六から同市斐川町富村一八五番まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦